

相続したような場合には、これは課税をする。しかしその他の動産類はおおむね、何と申しますか、日本で仕事をする上において必要なものが大部分でございまして、たとえば自動車を持つている。それが不用になつて、処分して帰る、あるいは電気冷蔵機をどうする、そういう問題が主として考えられるかと思いますが、そういう場合につきまして、どうも譲渡所得税なりを課税するのは、やはり実情に即せぬだらう、こういう意味で、そういう場合には課税しないことにいたしておりますのでござります。御指摘の通り、かりにダイヤモンド等を持つておりますし、それを販売いたしましたら、これはやはりそこまで課税するというわけにも行くまいと思いますが、通常そういう場合におきましては、なかへ実際問題としまして捕捉も困難でござりまするし、しいて課税するということにいたしましても、実益に乏しいと考えられますので、ここに書いてありますように、不動産とか投資を目的とする財産、そういうものに対しましては課税いたしますが、そうでないものには課税しない。しかしダイヤモンド等も、一種の商売みたいに、買って売るというようなことがございますならば、これはやはり私は投資のためといつた判断するほかないと思いますが、通常かと思ひます。しかしそういうものにつきましては、具体的ケースによつてたま／＼ダイヤモンドを売つて、譲渡所得があるというような場合には課税

○松尾委員 今御説明を伺つておりますの、特にそういう場合には課税することにしていないことを、御了承願いたいと思います。

まず、幾分こぼれる点は猶予しておこうというふうに伺われますけど、で

きるだけこの点を取締るような方向に

していただきたいと思います。日本人と米国人の間にそのようなことが起きると、なか／＼厳重な取締りをするのですけど、その他の第三国人との間に

している場合には、なか／＼日本人の目の届かない所でこれが悪用されがちだということを、ひとつ御記憶を願いたいと思うのです。

次には、第三條の二項に当りますところに、「合衆国の所得税を課せられない場合には、当該所得については、同項の規定は、適用しない。」とされておりますけど、そのようなケースは、どういうふうな事情でどういうときをさすのかを、ひとつ御説明願いたいと思います。

○平田政府委員 これはたとえばPAX等に勤務しておりますアメリカ人の場合でありまして、相当長く日本にいる——一年半以上ということになつておりますが、アメリカの所得税法が、一年半以上アメリカ外で勤務しております、そこで所得がある場合におきましては、アメリカの市民といえども合衆国の所得税を課税しない、こういうことになつてゐるようでございますが、そういう場合に、アメリカの所得税もかからない、同時に、この協定の解釈次第で日本の所得税もかからな

ちかの国の所得税がかかるようになつた。しかし、こういう趣旨でこの規定を設けている次第でございまして、おそらく、今申し上げますPX等の販売機関に勤務しているような場合に、そういうケースがあるのではないかと考えておる次第でございます。

○松尾委員 次に、先般政府委員の御説明によりますと、今後は直接調達にならうと予測されているというふうにされましたが、この場合に、日本政府としましては、何らかの発言権があるのですからどうですか。軍がかつてにいろいろの資材を調達いたしますと、日本の経済復興、産業復興の計画が立たないのではないかと、私は憂えているのであります。そうしますと、日本の平和産業といふものが圧迫されますので、そこに日本の業者のいわゆるやみと申しますか、悪い行為が発生して来ると思うのです。と言いますのは、いずれ外国人が日本人にいろいろなものをお支なさりますときには、コストの点で、相當たたくと思うのです。それはかねての経験から申しましてもわかるように、なかなか安いコストで日本の業者をたたいた経験を私たちは聞いております。そうしてそういう場合に、だんづきできないからといふような声が高くなると同時に、向うの計画によつて現物、いわゆる資材の配給を受けて、こちらは労務の提供といふことになると思うのですが、そうしたときに、コストをたたかれておりますので、日本の業者は、配給された資材を合理的に使つて、言いかえますと、そこに過剰を來すようにして、その余つた材料で、世間で少くなつてゐる品

こうになつて行くのは、必然たと思ふのですけど、そうした場合に、戦後よくありましたように、あのような物資が不足して悪性インフレになつた苦い経験からすると、この点を私は大いに憂えているのですけど、そのようなことがあるかないか。あつた場合にはどうしてこれを防止して行くのか。政府の御見解をお尋ねいたしたいと思います。

○平田政府委員 お尋ねの問題は目下例の予備作業班と称しまする——将来はそれが合同委員会に発展して行くと思いますが、そういうところで日本政府とアメリカ軍隊の当局者との間に、話が進められておるようでありまして、大体は御指摘のようにやはり直接調達という方向に行きそうでございます。いろいろの建設等に出す資金の方も、日本側がさしあたり負担する分は、御承知の通り協定できまつておりますが、実際問題としましては、アメリカ側で持つ方が、額としてはおそらく多くなるのが通常ではないかと予想されまするし、そななりますると、やはり先方の責任においてやるということの方が、よりベターではないかと考えられておるようでございまして、おそらく直接調達という方向に行くのではないかと見ておるのでございます。そういう場合において、今御懸念のような点が起りはしないかというのも、確かに一つの問題だと思いますが、今後におきましては、もちろん調達の一般方針等につきましては、委員会あるいは委員会の中に設けられまする分科会、そういうところで十分相談してきめられるものと、私どもは考え

ないと考えでおりまして、日本政府としましても十分先方の反対を求めるということにいたしましたれば、私は府のいろいろな立場は、なかなかむずかしいところがございましたことは、松尾さん御承知のことかと思いますが、今度はすべて対等の立場で交渉に当ることに相なりますので、もちろん政府並びに日本国民の心がけ次第でございますが、運用と心構えのよろしきを得ますれば、相当その辺は合理的にやつて行けるのではないか、かように考えておる次第でございます。

るわけです。

次に、関税特別措置についてお尋ねいたします。出入港手続の免除のところなんですがけれど、第五條の三に規定しているとおり、「合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項但書」すなわち入港届とか積荷目録とか旅客氏名とか、こういつた表を出さなくともいい。及び関税法第十八條の規定によりがたいときには、やはりこの規定によらなくてもいいといふことがあります。私は入港届も積荷目録もついているお客様の名前も明記できなさいというようなときは、非常事態をなすのでほんないかと思つて心配しているのですが、そういうことはないのでしょうか。また初めからそういうたとえを予測して、こういうものを規定なされたのかどうか。この点をお尋ねします。

○松尾委員

○松尾委員 その次にちよつとお尋ねしたいのは、国有財産特別措置法案についてでござります。私は国有財産の処理あるいはその活用に対しては、自立経済の達成という国家的見地から検討さるべきだと思うのですが、これに對してどうお思いになりますか。私をして言わしめますと、過般米問題についておつた四日市の旧海軍燃料廠を、通産省が民間業者に拂い下げたということは、ちよつと納得が行かない感じがするわけなんです。しかも同廠は、戦時中に国民の血税によつて建設されたということを新たに呼び起し、なおまた日本の石油精製業者が、外国資本の支配下に非常に圧迫を加えられておる今日、これは公を奉仕として、独立後のわが国の石油精製業の対策を行かなければならぬ一つの拠点ではないかと、私は考えておるのでしけれど、こうしたことになりました事情と今後の見通しを、具体的に御説明を願つておきましたら、その他の国有財産の処理にも、非常に役立つ資料になるのではないかと思うのです。

ような、また必要と見られるような企

業に貸付するなり、また必要と見られるような企業を盛つておるわけであります。
それから第一の四日市にありまする
旧海軍燃料廠のことござりまする
方で民間業者に拂下げることを決定し
たというようなお話も出ましたけれども、
も、実は四日市の燃料廠の拂下げと申
しますか、貸付と申しますか、その転
活用は、権限的にはこの財産を所管し
ております大蔵省でやるのであります
す。賠償指定施設の使用につきましても、國有財
産につきましては、司令部の方の認可
と申しましようか、承認を受ける形
なつております。そのためには大体こ
の石油關係といったらしく、通産省
の方の推薦ということが必要になつて
おります。この通産省の方で推薦する
場合に、一体だれにしたらいいかとい
うことを、通産省の方で通産省として
の意見をきめるために諮問委員会を設
けて、いろいろ御意見を承つてある
な状況でございまして、目下のところ
といったましては、だれにどうするか
ということについては、決定いたして
おらない次第でございます。もちろん
今後この經營をどうするかということ
についても、やはり慎重に考えなければ
ならぬということで、私の方として
もいろいろ研究はしておる次第でござ
います。

説明を聞いて少し安心しました。と

説明を聞いて少し安心しました。ところが最後には大蔵省の権限によるということになつておりますが、ここで平野田主税局長は大いに大蔵省の立場から、日本経済の自立に持つて行くように利潤の増取に使わないようなことにしているべきだと思います。

それからもう一つお尋ねしたいのは、この措置法の全体を見ておりますと、医療施設だとか、保健所だとか、社会福祉事業施設、学校施設、公団館、その他そういうものを全部翌年からすれば、この地方公共団体に貸したり、あるいは拂下げたりするとなつておられますけれども、それはただいまのところ地方財政が非常に逼迫しておりますし、いくら地方から大蔵省へ平衡交付金の増額を要請しても、これがなかなかなれないし、これをやればいいのだと、いう調子で片づけられると、まことに困ると思うのです。どうもその中の実態を検討してみると、医療施設のときは、何でも全国に九十九ある二十六十箇所だけ地方に委譲する。しかもそれが赤字だからやつてしまうのです。残したもののは、いわゆる予防院のために、あるいは結核療養所のうえにして、しかもその内容が墨字でどうかついて、政府があまり金を出さなくてやれるというところだけをつっこ抜いて残して、足りないところだけを地方政府に委譲するのではありませんか。こう思うのですけれども、こういった点はどういうふうに御処理なさるつもりか。明快なる御説明を願いたいと思います。

涉案により致する医療敗傷の訴訟による

法案によりまする医療團体の旅費につきましては、そうした今御指摘のよなことは全然考えておりませんで、つぱら地方公共団体の方でこの医療團體として、たとえば染病とかそういうもののためにくりたいというふうな場合におきまして、これを五割減額した対価で譲り渡す、あるいはまだ貰つておけるということにしておるのでございます。御指摘のありました現在厚生省の所管しておりまする病院の特別会計所管の財産につきましては、これはの法律によるのではなくて、別途国公の御審議を願う法律として、出す予定になつておるよう聞いております。むしろその場合におきまして、あるいはその事業を監督しておりまする厚生省の方から、いろ／＼御説明があると思いますが、私の方としては、こゝの法律としてはその問題と別個に考えておるわけでござります。ただいま御指摘のありましたような考え方ではな、というように、見ておる次第であります。その衝にないもので、詳しく御明できないのは、はなはだ遺憾でござります。

○小林説明員　国有资产については、大体これを大きくわけまして、行政財産的なもの、すなわち国の行政の目的に使うものと、それからそれ以外のもの、これをわれ／＼は普通財産と申しております。この普通財産につきましては、大部分が旧軍用財産關係のものと、それがら終戦処理費で建てましたいろいろな建物、その他の施設があるわけでありまして、その旧軍用財産等大体司令部の方から現在占領の形において使用されている以外のものについて、日本側に解除されたわけであります。この解除されたものにつきましては、司令部の方の々の承認を得て、して処理をいたわけございますが、ただ司令部の方で現在使つておるものにつきましては、どうしてもほかのものがいるから、それを解除してほしいというようなことで折衝した例もござります。それからなお問題になつておられますのは、賠償指定關係の施設でございますが、これにつきましてもなかなか許可のおりなかつたものもござりまするが、いろいろ折衝の結果許可をされたものもありますし、また現在賠償運動いたしました結果によつて、政府に指定した関係によりまして、日本側に解除されないものもあるわけであります。

民間あるいは適当な必要な人たちが使用できなかつた理由というのは、政府の手落ちだというふうに聞いていわゆるけです。その手落ちとはどういうことかというと、向うがミセランダムをよこした場合に、確かにこのようないい人間にこうした計画のもとに使わせるから、という公の書簡を向うへ出さなかつたので、今のところはいらないのだろうからこつちへとつておけ、こういつたようななかつこうのケースがたくさんあるやに承つておるのでありますけれども、そういうことはなかつたでしょ。

○小林説明員 ただいまの御質問の点は、賠償指定施設の問題かと思つておりますが、賠償指定施設につきましては、大体現地におきまして関係の、たとえば工場関係につきましては、そこの通産省の意見を聞くなりして、現地におきまして、いろいろな申請者がたくさんあつた場合におきまして、これをどうするかという一応競合があり、ますれば競合を調整いたしまして、さらにまたどうしても現地的に解決をつけ得ないようなものは、その現地の意見を見てしてこれを中央に持つて来るわけであります。大蔵省といたしましては、その現地から出て来ました案につきまして、さらに中央で、これまでには賠償局を中心にいたしまして、いろいろと協議するわけであります。その協議の結果これがよろしいということになりますと、先ほど申しましたような通産省の推薦状と、それから大蔵省の方で一時使用をさせてよろしかといふとになれば、その申請者に貸す、ある

いは一時使用させる。こういう形をとつておるのでございまして、今御指摘のような、民間の方が司令部の方に行つて一時使用の許可をとつた、それにもかかわらず、こちらがしなかつたという例はございません。形式的には、司令部の方が直接民間の人に指示書を與えるということはしておりませんのです。ただ内容的に見ますと、われわれの方でよく聞く例でございますが、司令部の方でいいと言つているのだというような話は聞いておりますが、実際いろいろ当つてみますと、そうでもない。こういうような問題が出ておるのでございます。いろいろその間においては、場合によつては時期的に少しづれたというようなこともあるかと思ひますが、今申し上げたような点で、これまで処理しておりますと、御指摘のような点は、私としては聞いておりません。

○小林説明員 先ほど申しましたように、司令部の方ではないと言つてはいるというような話は聞いた例もございまして、大体そうした場合におきましては、現地的にだれがいいかどうかということの競合者が、おそらくたくさんあるような例があるわけです。それをだれにきめるかという、日本の内部的な意見をきめるということでありまして、それに対して、司令部の方もこういうような意見であるというようなことは聞いた例もございます。しかし、これも形式的になるでございましようが、日本政府としての意思表示をはつきりするということにおきまして、申請書を出すということになるわけですね。その間において、あるいは司令部の筋においていいと言つたから、早く一時使用的申請書を出してくれというような例も聞いたことはあります。これが非常に少いケースだと考えております。

○松尾委員 この中に、中小企業工場の合理化やあるいは何かをするために、機械を交換してやるというようなことが書いてござりますけれども、その場合にはリンク制になつて、使わなくなつた機械をスクラップとして出さなくてはいけないのでしょうか。

○小林説明員 ただいまの御質問は、國有財産特別措置法案の第九條でござ

まして、現在中小企業のいろいろな設備について非常に合理的でない、こういうふうな声を聞いておるわけであります。そこでたま／＼賠償指定を解除される機械が相当ありますので、この機会に、中小企業者の持つております性能の低い機械と、それからただいま申した国有の機械と交換するということを考えたらどうか。もちろんこの場合におきまして、中小企業の方におきましても、機械を売つてくれという場合がありますれば、それは売るということで問題は解決できるかと思います。しかしながら、いろ／＼資金の關係その他におきまして、自分としては新しい機械をよけいに増設するのじやない、この機械はいらなくなる。だからこの機械とどちらかえてくれというような御願いがある場合におきまして、現在おきましては、国有財産法では土地建物について交換の規定がございますが、機械の交換の規定がない。そこでこういうような規定を設けまして、中小企業者のためをはからうじやないか、こういうことにしておるわけであります。この交換された機械というものがにつきまして、さらにもう国として、これを交換の希望者があつたならば、その古い機械を使つたらどうか、こういうような考え方もあるわけでございまするが、むしろそうした古い機械はスクラップにしてしまいまして、そういう古い機械を使わずに、新しい機械をつくり、またそれを使うふうにした方がいいじやないかと、ふうに考えた次第でございます。

けれども、かなり資力を持ち、大きくな
る前に、非常に古い機械が大分あつたと
われで。それで申請いたしましたと
ころが、お役所の御見解で、お前のほ
しがつてあるものは、日本の至る所ど
こだつて、金さえ出せば買えるのだ
から、これを拂下げるわけには行か
ぬ、拂下げる場合には、それをつく
る場合に、非常に長い月日を要すると
か、日本ではてんで手に入らないよう
な機械だから、というような特定の條
件がつけられなければ、拂下げるこ
とも交換してやることもできないと断
られたと、数日前に言つて来ているの
ですけれども、こういうのはどういう
ふうに処理したらよろしいでしょ
うか。

り通産省の御意見なり、いろいろのものをお聞きまして、ただいまのような基準に合つておるかどうかということを認定して、それで司令部の方に対しても承認を受ける、こういうことになつております。従つて御指摘の点については、あるいはそうした基準に該当しないということで、留保されたのではないかと考へております。なお賠償規定の解除になりますれば、これはまた一般競争入札なり、あるいは指名競争入札なり、あるいはまた第九條の規定によりまして売るなり、あるいは交換という形において、御要望の点を満足することができるようになるかと考えておりますが、ただいまのところはそうした扱いになつておりますので、今御指摘の点は、さらにまた具体的にお話がありますれば、調べてみたいと思ひますが、以上のよろな次第でござります。

に当らないで、いわばは民間の団体がども入れた審議会を通して、民主的な形で、これは國家が扱え、これは民間に——その民間もこうしたものにはこうした條件で、ということをおきめになつた方が、私は有利じやないかと考えております。

それからもう一つお尋ねしたいのは、これを拂下げる場合には、普通財産もあるいはほかのものもそうですがれども、帳簿づらとその価値がちゃんとしているのでしょうか。たましく管理の責任を全うしなくて、帳簿に載つている価格よりも、非常にその価値が落ちているというようなことはないございましょうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 この機械その他の旧軍用財産、あるいはまた国有財産一般になりましようが、国有財産の売拂い処分につきまして、むしろ入札なりその他をとらずに、隨契といいますか、相対契約で、しかもそのきめ方について、いろいろな民間の方も入れて公開的にやつたらどうか、こういうような御意見でございますが、いろいろなむずかしい問題がございまして、私の方といつしまして大体適時、的確と申しましようか、必要なところに、いろいろなわれ／＼の方の考えておりますようなところに、国有財産が活用されるといふことが非常に望ましく、またそのようすに具体的に考えておる次第でござりまするが、たま／＼その競争者が非常に多い、需要者が多いということになりますると、どうしても抽籤するなりあるいはまた会計法の原則に従いまして、どちらが有利と申しましようか、買いたい動意がどちらにあるかという

○ 松尾委員 旧陸海空軍の施設を全部解放しないで、一部は行政協定に基いてとつておくのだという話も、ちらりとうかがわれましたけれども、その場合に米軍の方から、敵産管理として押えた当時の機械あるいは施設の実態と違つて、破損したり紛失したりしてある場合には、弁償しろなんという請求を受けるようなことはないでしょとか。その点をお伺いしたい。

○ 小林説明員 国有財産特別措置法の関係におきましては、行政協定を実行するためには、そのまま置いておくという考え方でございません。ただ行政協定の実施に伴う国有財産の特例におきましては、日本側とアメリカ側とにおいて、ものについては、すべてこれを先ほど申し上げましたように、必要なところに活用しようというように考えておる次第でございます。

ておりました民間の人が、けさほどの話によりますと、民間の接收された家屋とか土地が、もう一年間接収解除が延びてしまつたんだといって、非常に悲觀して、私がここへ出て来る前につかまえられて訴えられたのです。これほども、この点何かおわかりになつてゐる点がございましたら、御説明願えるとけつこうだと思ひます。

○小林説明員 実はそういうお話を聞いたのは初めてでございまして、私の方といたしましては、予備作業班で仕事を始めるときにおいて、向うからいろいろ話を聞いたところによりますれば、駐留軍に、ずっと話がきまらないでいるものについては、使用を認めるという、行政協定の交換公文にある通り考えておりまして、それ以外のものについては、條約効力発効とともに、これは日本側に返還なり解除されると、いうように考えております。なお御指摘の点がございますかどうか、さらによく調査して参りたいと存じます。

○三室(則)委員 私はただいま議題になつております法案について、一、二、三質疑をさせていただきたいと存じます。

まず平田主税局長にお尋ねいたしますが、日本とアメリカ合衆国との間にござります安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う規定でござりますが、大体アメリカの法人が日本の國に参りまして、米軍の基地の設定とかあるいは所要の調達をする、建設をする、こういうことに相なると考えておりますが、米国の本国で契約して來たの工事でありますから、日本に来てその工事

り日本人を手下に使つてやる、下請をするということがあるのでないかと思います。この点については、どういふうに政府は思つておりますか。下請した場合におきましては、その元の会社の方には御迷惑をかけない、下請をした方にはかける、こういうことにありますか。その辺をひとつ承りたいと思います。

○平田政府委員 先般も申し上げました通り、日本で行われます建設関係の工事は、大部分が日本におきまして入札等の方法によつて契約され実行される。その際には、もちろん日本の請負業者あるいはアメリカの請負業者が、ともに参加する場合があらうと思いますが、原則は私どもはやはりそのように聞いております。ただ先般も申し上げましたように、非常に特殊な設備、たとえば電波関係の工事、こういうことになりますと、ちょっと日本の業界ではようできない。そういう場合におきまして、アメリカの本国で契約を結びまして、向うから会社あるいは個人の契約者を連れて来まして、それでむずかしい仕事をやらせる、そういう場合におきまして、この行政協定の特例に基きます税法の特例が認められる、大体私どもはこのよう理解しておりますが、どういふうな考え方のようございます。従いまして所得税なり法人税が免除されます、それが、そういう場合におきましては、全体の工事量の中のほんの一部分だと私どもは理解しておりますが、そういう場合におきましては、なおかつお話をのように、もちろん

ん全部の資材あるいは全部の従業者を、向うから持つて来てやるというわけには参らないのでありますて、やはり責任者あるいは技術者、あるいはある程度の管理者、あるいは非常にむずかしい工事をする特殊な労務者、こういう人々が向うからやつて来まして仕事をするだらうと思います。そういう同じ仕事の場合におきましても、相当大がかりな仕事になりますと、私はおそらくやはり日本の下請業者に請負わしてやらせるということになるだらうと思います。その場合におきましては、もちろん下請の方は別段課税上特例は設けておりません。向うから連れて来ました特殊な人々だけが、この特例を受けるということになるわけでございます。

いろいろありますので、この法律におきましては、譲渡者に対しましても一種の制裁を加える。現在はいわゆる横流し使用するようなものにつきまして、どうも日本側の法律を適用して处罚するということはできないわけでござりますが、今後この法律が実行されました後におきましては、免税品を横流したものというような場合におきましては、それより必要な处罚規定の適用を受けますということに相なるわけでございまして、その辺は今までよりもよほど法律関係が明らかになりますて、よくなるのではないか。その際におきまして、もつと商品自体に何か特別のくふうをしたらどうかということのようございますが、まあこれも一案かと思ひます。ただタバコの方は、たとえばミリタリー・ユース・オソリリー軍用だけという封がしてございますが、それがやはりある程度横流しされておるというのが事実でございますので、そういう方法によつて防ぎ得るかどうか、これも問題であろうと思ひますが、私どもやはり今後施行に際しまして、できる限り横流れ等のことのないよう、相互に協力しましてやつて行きたいというふうに考えておる次第でございます。

しては、そういう事態にぶつかつたときに、政令をもつてつくるという意味でありますと、砂糖消費税を千七百円に期待とかいう記事があるわけであります。これは御承知の通り、今国会におきまして、水あめ、ぶどう糖の物品税を免除するため、わざわざ砂糖消費税を百斤当たり九百五十円に上げて、これを四月一日から実施しておるわけでござりますが、たま／＼この通信によりますと、全国菓子連合会の北本理事長並びに若原専務、こういう人がまた元通りの千七百円の大蔵省の原案だつたものの方にもどしたい、こういう運動を展開しておるということが載つておるわけでありまして、おそらく補正予算等においてはそななるであろう、こんなばか／＼しいことが伝えられておりますが、政府といつしましてはどう考えておりますか。これも関連いたしておりますから、御説明を願いたいと存じます。

○三空(則)委員 今の御説明は確かに政府当局としてはしかるべきであろうと思ひますが、今言つたような問題がおきまして成立を見ました物品税の改正によつて、特にあめ、ぶどう糖に対する物品税の免除のために、砂糖の消費税の方が上つたわけでござりますが、また、最近においてこれをひっくり返すということになりますと、これは政治をもとあそぶものである。こういうおそれがありますから、どうかせつかく政府におきましてもその線は堅持されまして、そつむちやくちやにかつてにやるものではないということにしてもらいたい、かように考へるものであります。

次に關稅のことに関する關係がありますので、北島部長にお尋ねしたいと思ひます。それは連合國軍が使つております自動車を、最近になつてすでに拂下げておるわけでございます。この拂下げ等につきましては、もちろんある程度まで關稅もかかることと思ひますが、将来、相當拂下げの用意を持つておりまするか、どんなふうでありますか。日本とこの協定ができました以後におきましても、今まで使つておりましたハイヤーあるいはトラック等を拂下げる用意を持つておりまするか、どんなふうになつておりますか。部長のお考へを承りたい。

○北島政府委員 この拂下げ自動車の見込みにつきましては、私の所管では実はございませんで、通産省が外貨資金の割当をやつております。二十七年度におきましても相当量の拂下げがあ

る由を私は聞いておりますが、その数字はまだ確定いたしてないようでござります。

○三宅(則)委員 本問題と多少食い違ひがあるかもしませんが、やはり国産の自動車と向うの自動車とを比較いたしますと、国産の自動車よりも向うの自動車の方が相当性能がよろしい、こういうことを聞いておるわけであります。しかし国産の奨励も必要欠くべからざるものがありますので、そういうものに関連いたしまして、国産品も多少奨励をするということもけつこうであります。また先進国のよい長所を取り入れまして、わが国の産業を刺激せしむるために、ある程度まで不要品になりました自動車等は内地にもぜひ拂下げをしていただきますと、これが日本での交通量の緩和にもなり、また産業の啓発にもなると思いますから、当局といたしましても、十分この折衝をいたしていただきたいと思います。これは希望でございますが、御答弁ができましたら、一応御説明をいただきたいと思います。

○北島政府委員 御希望の点につきま

しては、通産省の方にもよく連絡いたしておきます。ただ、ただいまよ

つとお話をございましたように、外國の自動車は値段が非常に安い。現在の

關税は、乗用車につきましては四割、

その他の自動車につきましては三割の

税金がかかつております。その上にさ

らに物品税がかかつておるのであります

が、それにいたしましても、最終価格は国産品に比べて安いという状況で

ございます。これについては現在の関

税率の四〇%というのは、国内産業保

護のためには妥当でない率ではない

か、不適当ではないかという気もいたします。しかし国産の奨励も必要欠くべからざるものがありますので、そういうものに関連いたしまして、国産品も多少奨励をするということもけつこうであります。また先進国のよい長所を取り入れまして、わが国の産業を刺激せしむるために、ある程度まで不要品になりました自動車等は内地にもぜひ拂下げをしていただきますと、これが日本での交通量の緩和にもなり、また産業の啓発にもなると思いますから、当局といたしましても、十分この折衝をいたしていただきたいと思います。これは希望でございますが、御答弁ができましたら、一応御説明をいただきたいと思います。

○三宅(則)委員 本問題と多少食い違ひがあるかもしませんが、やはり国産の自動車と向うの自動車とを比較いたしますと、国産の自動車よりも向うの自動車の方が相当性能がよろしい、

こういうことを聞いておるわけであります。しかし国産の奨励も必要欠くべ

からざるものがありますので、そういう

ものに関連いたしまして、国産品も

多少奨励をするということもけつこう

であります。また先進国のよい長所

を取り入れまして、わが国の産業を刺

激せしむるために、ある程度まで不要品

になりました自動車等は内地にもぜひ

拂下げをしていただきますと、これが

日本での交通量の緩和にもなり、また産

業の啓発にもなると思いますから、當

局といたしましても、十分この折衝を

いたしていただきたいと思います。

○三宅(則)委員 本問題と多少食い違

ひがあるかもしませんが、やはり国

産の自動車と向うの自動車とを比較

いたしますと、国産の自動車よりも向

うの自動車の方が相当性能がよろしい、

こういうことを聞いておるわけであります。しかし国産の奨励も必要欠くべ

からざるものがありますので、そういう

ものに関連いたしまして、国産品も

多少奨励をするということもけつこう

であります。また先進国のよい長所

を取り入れまして、わが国の産業を刺

激せしむるために、ある程度まで不要品

になりました自動車等は内地にもぜひ

拂下げをしていただきますと、これが

日本での交通量の緩和にもなり、また産

業の啓発にもなると思いますから、當

局といたしましても、十分この折衝を

いたしていただきたいと思います。

○三宅(則)委員 承知をいたしました

が、次にこれに補足をいたしました

どなたでもけつこうですか、おわかれ

りの方から御説明を願いたいのであり

ます。ただいまのところにおきまし

て、賃借指定になりました工場、機械

等もほとんどこれは解除になるわけで

あると私は思うのですが、そ

うものに対しましては、帳簿価格等

におきましては、ある程度まで一時に

価格をつけかえる、こういうことを言

われておるのであります。そういうよ

うな数量等も調査済みになつております

しょうが、今後相当活発にそつした賃借

指定工場が解除せられまして、わが國

の産業開発に相当寄與せられると思

いますが、場合によりましては一面から

考えますれば、これは老朽の施設であ

つて、時代に沿わないというものがあ

るうかと思ひます。その辺につきまし

て、主務局長からでもけつこうですか

ら、どんなふうになつてあるか、簡単に

御説明願いたいと思ひます。

○平田政府委員 賃借指定施設はいろ

いろございますが、その国有の方は別

にいたしまして、民間の所有の分は先

般の調べによりますと、たしか従前

の賃借価格で約十五億円程度でございま

す。従いまして現在の時価に直します

と、相當な額に上るようございま

す。もつともその中には、おそらくす

に陳腐化いたしまして、うまく使えな

いようなものもございましょうし、あ

るいは昔のままによく保存されておりません。最近の経済情勢のもとにおきまして、よく使えるものもあるうかと見ておりませんので、具体的な数字をまだ発表できる段階にないのは、は

す。将来開税率などももう一ぺん見直します際には、こういう自動車の開税などについては、もう少し高くした方がよいのじやないかとただいま考えております。

○三宅(則)委員 時間の関係がありま

すから、もう一点だけ今度は小林説明員の方にお尋ねいたしたいと思いま

す。国有財産につきましては、過日来

たび／＼質問があつたことでございま

すが、この旧軍用財産のものを中小企

業のために拂下げをいたしましたり、

交換する、こういうふうになつておる

と思いますが、この数量等につきましては、調査をせられまして、どのくら

いの数をそういう方面にまわそうと

やるかについては、目下通産省と寄り

すから承りたいと思います。

○小林説明員 御質問のこの数量につ

いては、実はどの程度まで中小企業に

やるかについては、目下通産省と寄り

すから承りたいと思います。

○佐久間委員長代理 本日は午後一時より本会議が開かれますので、この程

度にて散会いたします。次会は明十一

日午前十時より開会いたします。

○三宅(則)委員 けつこうです。

○佐久間委員長代理 本日は午後一時より本会議が開かれますので、この程

度にて散会いたします。次会は明十一

日午前十時より開会いたします。

○三宅(則)委員 けつこうです。</p

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁